

平成28年10月28日
道 路 局

道路法施行規則の一部を改正する省令の公布について

跨線橋の効率的な維持及び修繕の実施を図るため、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項に新たな項目を追加する「道路法施行規則の一部を改正する省令」を、本日、公布いたしました。

1. 背景

トンネルや橋等の維持又は修繕については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定される道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項に従い行うこととされています。

特に、道路が鉄道を跨ぐ跨線橋については、第三者被害の予防及び鉄道の安全性確保等の観点から、その維持又は修繕の効率的な実施が必要となっていますが、その実施にあたっては、道路管理者と鉄道事業者等との間での安全確保等に係る詳細な協議が必要となります。

2. 概要

道路法施行規則第4条の5の5に規定される、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項として、跨線橋の計画的な維持及び修繕が図られるよう、道路管理者は、あらかじめ鉄道事業者等との協議により、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておくべき旨を追加します。

3. スケジュール

公布日：平成28年10月28日（金）

施行日：平成28年12月 1日（木）

4. パブリックコメントの結果

本省令に係るパブリックコメントの結果、3件のご意見が寄せられました。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省道路局路政課 企画専門官 濱崎 真也 （内線37-332）

国道・防災課 課長補佐 鳥羽 保行 （内線37-811）

代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・防災課）

直通：03-5253-8480（路政課）03-5253-8494（国道・防災課）